

平成 1 3 年度に社会保険庁が達成すべき 目標についての評価

(平成 1 4 年 1 1 月 8 日厚生労働省発政
第 1108003 号厚生労働事務次官通知)

— 抄 —

平成13年度に 達成すべき目標	1.適用事務に関する事項
	(1)政管健保・船員保険・厚生年金保険の適用対象事業所の適正な把握に努め、適用を促進すること
指標名	新規適用事業所数、全被保険者資格喪失事業所数、適用事業所数

(社会保険庁からの実績の報告)

1.指標の推移(年度別)

指標名	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17
新規適用事業所数 (政管健保・厚生年金)	事業所数	61,287	57,015				
<中略>							
全被保険者資格喪失事業 所数(政管健保・厚生年 金)	事業所数	76,723	87,199				
<中略>							
適用事業所数(政管健保)	事業所数	1,541,989	1,522,868				
<中略>							

2.目標達成に向けての取組状況

未適用事業所の把握及び適用の促進については、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に係る適用促進について」(平成12年10月18日庁文発第2046号)等の通知に基づき実施してきたところであるが、事業目標を効果的に達成する観点から、社会保険庁の平成13年度事業計画における重点事項として定め、医療保険事業等の適正な運営及び費用負担の公平性を図るため、適用対象事業所を的確に把握するとともに、適用を推進し、適用の適正化に努めた。

具体的には、商業登記申請書や法人登記申請書の閲覧、新規設立法人事業所一覧表、就労実態調査対象者一覧表の活用及び地方労働局・地方運輸局から取得した労働保険や船員保険の適用事業所情報を社会保険の適用済み事業所の情報と照合し、適用対象事業所の適正な把握に努めた。これら適用対象事業所に対して、電話、文書(勸奨状)、職員や社会保険労務士を活用した巡回説明等により適用勧奨に努めた。(巡回説明事業所数 31,508カ所 対前年度 1,393カ所増)

また、事業主を対象とした説明会の実施及び商工会等関係機関に対して適用勧奨リーフレット等の配布依頼を行うなど事業主等に対する制度の周知に努めた

しかしながら、事業主の制度に対する理解不足や厳しい経済情勢の影響と思われるが、加入勧奨しているにもかかわらず、適用されない事例が見受けられたことから、今後更に電話及び巡回説明等による適用勧奨により未適用事業所に対する適用の適正化に努めていくこととしている。

(実績に対する評価)

評価及び所見

○ 政管健保・船員保険・厚生年金の適用は、これらの被保険者等となるべき者の医療の保障や将来における厚生年金等の受給権を確保するための端緒となるものであるとともに、国民間の公平な費用負担の確保のためにも、適用対象事業所の把握及び適用の促進を適正に実施する必要がある。

○ 社会保険庁(以下「庁」という。)の平成13年度における取組状況は、実績報告書によれば、本庁の示した方針により、様々な手段により幅広く情報収集を行い、それにより把握された適用対象事業所に対して、前年度に比しても多くの回数の巡回説明等を行っており、全体的な取組としては効果的な方法により概ね適正に実施されているものと考えられる。

しかしながら、総務省による「政府管掌健康保険事業等に関する行政評価・監視」(平成13年9月。以下「平成13年行政評価・監視結果通知」という。)において、「商業登記申請書等の閲覧を行っていない社会保険事務所が存在するなど、これらの取組が必ずしも十分ではなく、さらに効果的で効率的に実施されるべき」と指摘されているところでもある。

さらに、会計検査院の平成12年度決算検査報告によれば、全喪処理された事業所につき、事業実態について具体的な確認方法を定める必要があるとの指摘もある。

これらの指摘については、既に庁において一定の措置を講じているところであるが、これらの指摘の趣旨も踏まえ、今後とも改善を行っていく必要があると考えられる。

また、加入勧奨にもかかわらず、事業主の制度に対する理解を得られずに適用されない事例もあるとのことでもあるが、今後とも、事業主の理解を得られるよう、適用の適正化に一層努めるとともに、引き続き効果的な措置について検討することが必要である。

(備考)

平成13年度に 達成すべき目標	1.適用事務に関する事項
	(2)政管健保・船員保険・厚生年金保険の事業主（船舶所有者を含む。以下同じ。）等に対し、適正な届出の励行を促進すること。

指標名	説明会開催数等
-----	---------

(社会保険庁からの実績の報告)

1.指標の推移（年度別）							
指標名	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17
説明会開催数等 (巡回説明事業所数)	事業所数	30,115	31,508				

2.目標達成に向けての取組状況

適正な届出の励行を促進することについては、事業目標を効果的に達成する観点から、社会保険庁の平成13年度事業計画に定め、総合調査の際に事業主に対する指導の実施、事業主を対象とした新規適用事業所説明会、算定基礎説明会などを開催するとともに、定時決定時の調査（船員保険においては、標準報酬実態調査での実施）及び各種広報媒体（チラシ・パンフレットの配布及び各種広報誌での説明）による制度の周知を図り、適正な届出の励行に努めた。

しかしながら、事業主の制度に対する理解不足等により、適正な届出の励行を促進しているのにもかかわらず、適正な届出がなされていない事例が見受けられたことから、今後更に各種説明会の開催及び各種広報媒体による制度の周知を図ることにより適正な届出の励行に努めていくこととしている。

(実績に対する評価)

評価及び所見

○ 政管健保・船員保険・厚生年金に係る事業主等からの適正な届出は、被保険者の資格関係や標準報酬等を把握し、適正な事業運営と公平な費用負担のために必要不可欠なものである。そのためには、まず、事業主等からこれらの届出が適正になされるよう、事業主等に対する制度周知を十分に行い、励行する措置が重要である。

○ 平成13年度における庁の取組状況は、実績報告書によれば、本庁の示した方針により、総合調査の際の指導や事業主等を対象とした説明会等様々な手段により適正な届出の励行を実施しており、全体的な取組としては概ね適正に実施しているものと言える。

しかしながら、会計検査院の平成4年度からの決算検査報告にあるように、特別支給の老齢厚生年金受給者を使用している事業所等の一部について、適正な届出がなされていないとの指摘もある。

このようなものを含め、実績報告書によれば、届出の励行の促進にもかかわらず、事業主の理解不足等により適正な届出がなされていない事例もあるとのことであるが、今後とも、事業主の理解を得られるよう、一層努めるとともに、適正な届出が行われるよう引き続き効果的な措置について検討していくことが必要である。

(備考)

算定基礎（定時決定）・・・ 被保険者が実際に受ける報酬と、標準報酬が大きくかけ離れないように、毎年8月1日現在の全被保険者について、その年の5月、6月、7月に支給された報酬を届け出る必要がある。

この届は、毎年1回保険料や保険給付の額の基礎となる標準報酬月額を決め直すもの。

決め直された標準報酬月額は、当年10月から翌年9月まで使用される。

平成13年度に達成すべき目標	1.適用事務に関する事項						
	(3)被保険者及び被扶養者の資格、標準報酬を適正に把握すること。						
指標名	(3)被保険者数(資格取得分)、被保険者数(資格喪失分)、被保険者数						
(社会保険庁からの実績の報告)							
1.指標の推移(年度別)							
指標名	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17
被保険者数(資格取得分) (政管健保・厚生年金)	人	6,387,672	6,311,317				
<中略>							
被保険者数(資格喪失分) (政管健保・厚生年金)	人	6,787,711	7,030,012				
<中略>							
被保険者数(政管健保)	人	19,450,872	19,124,131				
<中略>							
被扶養者数(政管健保)	人	17,306,965	17,174,814				
<中略>							
2.目標達成に向けての取組状況							
<p>被保険者等の資格及び標準報酬の適正な把握については、「社会保険調査官の設置について」(昭和39年5月19日庁保発第19号)等の通知に基づき実施してきたところであるが、事業目標を効果的に達成する観点から、社会保険庁の平成13年度事業計画に定め、定時決定時の調査(船員保険においては、標準報酬実態調査での実施)、総合調査や賞与等支払届の適正化調査等を実施し、適正な把握に努めた。</p> <p>また、調査に当たっては、長期間未調査の事業所、新規適用事業所、事故率の高い事業所や、派遣労働者、短時間就労者及び外国人就労者等が多いと見込まれる事業所等、適用漏れが多いと思われる業種について実施するなど、事業主に対する調査を効率的に行い、併せて適正な届出の指導に努めた。</p>							
(実績に対する評価)							
評価及び所見							
<p>○ 被保険者の資格関係や標準報酬等の適正な把握は、適正な事業運営と公平な費用負担のために必要不可欠なものである。そのためには、事業主の適正な届出によるとともに、事業主に対する調査を的確な手段を用いて効率的に行うことが重要である。</p> <p>○ 平成13年度における庁の取組状況は、実績報告書によれば、本庁の示した方針により、適正な把握のために有効な各種の調査を的確に選択して実施しているものと考えられる。今後とも、引き続き、重点的かつ効果的な調査の実施につき、必要な改善を図っていくことが重要である。</p>							
(備考)							

平成13年度に 達成すべき目標	1.適用事務に関する事項						
	(4)事業主に対する調査を効率的に実施すること。						
指標名	(4)調査実施数						
(社会保険庁からの実績の報告)							
1.指標の推移(年度別)							
指標名	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17
調査実施数(調査官総合 調査件数)	箇所数	361,049	344,175				
調査実施数(定時決定時 調査件数)	箇所数	721,480	715,057				
2.目標達成に向けての取組状況							
<p>被保険者等の資格及び標準報酬の適正な把握については、「社会保険調査官の設置について」(昭和39年5月19日庁保発第19号)等の通知に基づき実施してきたところであるが、事業目標を効果的に達成する観点から、社会保険庁の平成13年度事業計画に定め、定時決定時の調査(船員保険においては、標準報酬実態調査での実施)、総合調査や賞与等支払届の適正化調査等を実施し、適正な把握に努めた。また、調査に当たっては、長期間未調査の事業所、新規適用事業所、事故率の高い事業所や、派遣労働者、短時間就労者及び外国人就労者等が多いと見込まれる事業所等、適用漏れが多いと思われる業種について実施するなど、事業主に対する調査を効率的に行い、併せて適正な届出の指導に努めた。</p> <p>なお、13年度においては、調査対象事業所を特定し重点的に行ったこと、また、社会保険調査官においても徴収業務を支援するなど徴収体制の強化を図ったことから、社会保険調査官等による調査件数は前年度と比較して若干減少した。(社会保険調査官人員 626人、調査官総合調査件数 344,175カ所(対前年度16,874カ所減)、定時決定時調査件数 715,057カ所(対前年度6,423カ所減))</p>							
(実績に対する評価)							
<p>評価及び所見</p> <p>○ 被保険者の資格関係や標準報酬等の適正な把握は、適正な事業運営と公平な費用負担のために必要不可欠なものである。そのためには、事業主の適正な届出によるとともに、事業主に対する調査を的確な手段を用いて効率的に行うことが重要である。</p> <p>○ 平成13年度における庁の取組状況は、実績報告書によれば、本庁の示した方針により、調査対象事業所を特定し重点的に調査を実施する等全体的な取組としては、効率的に実施されているものと考えられる。今後とも、引き続き、重点的かつ効率的な調査の実施につき、必要な改善を図っていくことが重要である。</p> <p>なお、調査対象の重点化などを図ることにより、社会保険調査官が徴収事務の支援に従事することについては、柔軟な組織運営という観点からは望ましいものと考えられるが、被保険者の資格等の適正な把握にも支障を来さないよう留意する必要がある。</p>							
(備考)							

平成13年度に 達成すべき目標	1.適用事務に関する事項						
	(5)～(7) <略>						

平成13年度に達成すべき目標	2. 保険料等収納事務に関する事項 (1) 口座振替の促進等により、政管健保・船員保険・厚生年金保険の保険料及び児童手当の拠出金の適正な納入を促進すること。						
指標名	保険料収納額、保険料調定額、口座振替事業所数						
(社会保険庁からの実績の報告)							
1. 指標の推移 (年度別)							
指標名	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17
保険料収納額 (政管健保)	億円	61,169	62,208				
<中略>							
保険料調定額 (政管健保)	億円	62,967	64,222				
<中略>							
口座振替事業所数 (政管健保・厚生年金)	事業所	1,438,778	1,434,671				
<中略>							
2. 目標達成に向けての取組状況							
<p>保険料の適正な納入の促進については、事業目標を効果的に達成する観点から、社会保険庁の平成13年度事業計画における重点事項として定め、保険料の納期限内での納入を確実なものとするため、各事業所に対し口座振替の促進等に努めた。</p> <p>具体的には、新規適用時に納期内納入の実施や、口座振替の実施を促し、適用後においては口座振替未実施の事業所に対し、口座振替納付用紙・口座振替勧奨状を送付、職員による電話・訪問による口座振替の実施について勧奨を行い、口座振替事業所の増加に努めた。</p> <p>また、広報誌等の活用、納期内納入についての依頼文書を作成し、納入告知書を送付する際に同封するなど、効率的・効果的な広報に努めた。</p>							
(実績に対する評価)							
評価及び所見							
<p>○ 保険料等が適正に納入されることは、政府管掌健康保険、厚生年金保険、船員保険という社会保険方式を採る上で必要不可欠な要素の一つである。また、口座振替の促進は、保険料等の確実な納入に資するとともに、庁及び事業主ともに事務コストなどの効率化につながるものであり、これを促進していくことが重要である。</p> <p>○ 平成13年度の庁における取組状況は、保険料の納期限内での納入を確実なものとするため、口座振替や納期内納入の実施について様々な時期や方法により勧奨しているものと考えられ、今後とも、それぞれ効果を検証しながら、効果的に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>○ 平成13年度の保険料収納率は、政管健保96.9%、厚生年金97.6%、船員保険91.7% (平成12年度 政管健保97.1%、厚生年金97.9%、船員保険92.5%) であり、前年度に比して若干低下している。しかしながら、制度上の違い等もあり単純に比較できないものの、他の収納担当組織との比較においては遜色ない水準を維持している。平成14年度目標においては、保険料収納率の維持・向上を図っていくことを目標としており、より充実した取組が必要となる。</p> <p>また、口座振替を行う事業所数については、適用事業所数の減少等により減少しているものの、適用事業所数に対する割合では対前年度比で増加しており、今後とも、同様に口座振替の促進を図っていくことが重要である。</p>							
(備考)							
保険料調定額・・・当該年度内に現金で徴収すべき保険料として、歳入徴収官が調査決定した額の合計額。							

平成13年度に 達成すべき目標	2.保険料等収納事務に関する事項
	(2)保険料等を滞納する事業主に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施すること。
指標名	(1)の保険料収納額、保険料調定額に同じ

(社会保険庁からの実績の報告)

1.指標の推移(年度別)

指標名	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17
保険料収納額 (政管健保)	億円	61,169	62,208				
<中略>							
保険料調定額 (政管健保)	億円	62,967	64,222				
<中略>							
口座振替事業所数 (政管健保・厚生年金)	事業所	1,438,778	1,434,671				
<中略>							

2.目標達成に向けての取組状況

滞納事業所に対する納付の督促及び滞納処分については、事業目標を効果的に達成する観点から、社会保険庁の平成13年度事業計画における重点事項として定め、保険料滞納の発生防止のための納付督促、滞納処分の早期着手等の確実な実施により、保険料収入の確保に努めた。

具体的には、新規に口座振替が不能となった事業所については、保険料滞納の発生防止のために、速やかに電話等で納入督促を実施し、納入告知書を再送付するなど新規滞納事業所を増加させないよう努めた。

また、指定期限までに納入がない事業所については、各地方社会保険事務局において、滞納処分実施要綱や滞納処分マニュアルを作成し、速やかな納入の督促、滞納処分を実施するよう社会保険事務局を指導し、これら滞納処分実施要綱等に基づき社会保険事務局においては、新規滞納事業所に対し、電話、事業所への訪問、来所通知書による呼出により、事業主と面談し、未納保険料の収納に努めるとともに、納入が遅れる場合は納付計画を提出させ納入の確約をとるなど保険料の確実な収納に努めた。

更に、納入計画不履行となった事業所や長期・大口滞納事業所について、取引金融機関や関係官公署における預貯金、取引先事業所及び不動産等の財産調査を行い、差押予告通知を发出するなどの納付督促に努め、進展がない事業所に対しては差押えの実施による確実な滞納整理に努めた。

近年の厳しい経済状況を踏まえ、上記による取組のほか、地方社会保険事務局と社会保険事務所の連携を密にし、定期的な進捗会議の開催や徴収課以外の職員が応援するなど徴収体制の充実を図るとともに、徴収事務研修を開催するなど、徴収職員の資質の向上を図り、保険料収納の確実な確保に努めた。

(実績に対する評価)

評価及び所見

- 保険料等の滞納に対する納付の督促と滞納処分については、確実な保険料等の収納とともに、納付者の制度への信頼性の確保の観点から、厳格かつ確実に実施する必要がある。
- 平成13年度における庁の取組状況は、保険料滞納の発生防止のための納付督促や滞納処分の早期着手に取り組むため、各社会保険事務局において作成した滞納処分実施要綱等に基づき、新規滞納事業所に対する早期の対応、長期・大口滞納事業所に対する財産の差押えによる滞納処分に努めるなど、全体的な取組としては、適正に実施していると考えられる。また、徴収担当以外の職員の応援など柔軟な組織運営により、機動的に徴収体制の充実を図っていることは適切である。
- しかしながら、依然として保険料を滞納する事業主が見受けられることから、今後とも、事業主の理解が得られるよう一層努めるとともに、引き続き効果的な措置について検討していくことが重要である。

(備考)

平成13年度に 達成すべき目標	2.保険料等収納事務に関する事項 (3)～(4) <略>
--------------------	---------------------------------